

西条市農業委員会 令和4年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和5年2月6日(月) 午後2時00分から午後2時31分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠成	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	19番	黒川 俊彰	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	篠森 均	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 14番 武方 謙一

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋修平 | 西部分室長 | 戸田 徹 |
| 事務局次長 | 田口剛洋 | | |
| 事務局主査 | 渡邊龍也 | 事務局主任 | 宇佐美紀興 |

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和4年度 第11回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和4年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。 真鍋美鈴委員、高橋忠親委員の両委員にお願いいたします。 欠席届が推進委員の8番 宮武恭宏委員、14番 武方謙一委員

から出ております。ただいまの出席農業委員数は、全員出席の24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。

4ページをお願いいたします。

119号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

120号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

121号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

122号は、〇〇の株式会社〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

123号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

124号は、〇〇の〇〇氏が、祖父である〇〇氏（亡）から遺贈、つまり遺言によって所有権の移転を受けようとする申請であります。この場合、〇〇氏の次女、〇〇の母である〇〇氏が存命であるため、「相続」とはならず、祖父から孫へ、遺言による贈与、「遺贈」となります。

125号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、7件、ご審議よろしくお願ひします。

議長 以上7件であります。119号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 119号 問題ありません。

120号 問題ありません。

121号 問題ありません。

122号 問題ありません。

123号 問題ありません。

124号 問題ありませんが、譲渡人の〇〇氏で、登記簿上は〇〇の性となっております。3条の許可申請書も〇〇の性となっております。

事務局 申請後に申請書の性の誤りが分かり、行政書士に修正してもらいましたが、〇〇委員さんに修正の説明を失念しておりました。正しくは、議案書どおり〇〇の性となります。

地区委員 125号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、6ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いいたします。
27号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。
28号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は、申請人の亡父親が、昭和59年頃、隣接地に住宅を建築する際に農地法の手続きをすることなく当該地を造成し住宅の一部としておりました。今回、申請地を共同住宅に転用するため調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。申請人

からは、「以後このような違反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

29号は、〇〇の〇〇氏が、建築基準法上の道路後退のため公衆用道路に転用しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の〇〇氏が、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の亡父親が、昭和48年頃に隣接地に住宅を建築する際に農地法の手続きをすることなく当該地を造成しておりました。今回、申請地に倉庫を建築するため調査したところ、当該申請地が違反転用であることが発覚しました。申請人からは、「以後このような違法行為のないよう農地法及び農振法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

31号は、〇〇の〇〇氏が、農家住宅として敷地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の亡父親が、隣接地に農業用倉庫等を建築する際に農地法の手続きをすることなく当該地を造成し建物を越境して建築しておりました。その後も当該地に資材置場や住宅を建築しており、今回、圃場整備事業に当たり調査したところ、当該申請地が違反転用であることが発覚しました。申請人からは、「これからは法律を順守します」との始末書が提出されております。

以上5件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、5件であります。27号よりご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 27号 問題ありません。
28号 問題ありません。
29号 問題ありません。
30号 問題ありません。
31号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上5件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

まず、議案書の差し替えをお願いします。

お手元に配布しております5条申請の差し替えについてですが、162号が取下げとなり、162号を削除した議案書となっております。

158号は、〇〇の株式会社〇〇が、下島山の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

159号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

160号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、事務所を建設しようとする申請でございます。

161号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

163号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

164号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、污水管を設置しようとする申請でございます。

165号は、〇〇の〇〇外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

166号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

167号は、〇〇の〇〇氏が土地、〇〇の〇〇氏が建物を取得するため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

168号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

169号は、〇〇の〇〇外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

170号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上12件、ご審議よろしくをお願いいたします。

- 議 長 以上、12件であります、158号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 地区委員 158号 問題ありません。
159号 問題ありません。
160号 問題ありません。
161号 問題ありません。
163号、164号、165号 問題ありません。
166号 問題ありません。
167号 問題ありません。
168号 問題ありません。
169号、170号 問題ありません。
- 議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

- 議 長 次に、12ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議題内容を事務局から説明いたします。
- まず、22号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請人の〇〇氏の父親に当たり、農業委員会法等31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

- 議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

- 事務局 13ページをお願いいたします。
位置見取図は、15ページとなります。
22号は、〇〇の〇〇、〇〇氏夫妻が、現在、賃貸住宅で生活しているものの、子供の成長に伴い手狭になってきたため、〇〇氏の父親(〇〇氏)の土地を検討し申請地以外に適地がないことから、

農用地区域から除外しようとする申請でございます。

本件は、〇〇氏が、農振法及び農地法の許可なく、12年前に農業用倉庫を建築しておりました。農業用の施設で自身の所有地であるため、自由に建築できると認識していたため、「今後は法令を十分調査すると同時に関係者によく確認の上、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、1件であります。22号について地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 22号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

(〇〇委員 入場)

議 長 審議を再開いたします。
残りの2件について、事務局から説明いたします。

事務局 位置見取図は、14ページとなります。

21号は、〇〇の〇〇氏外1名は、現在、賃貸住宅で生活しているものの、子供の成長に伴い手狭になってきたため、〇〇の土地を検討し申請地以外に適地がないことから、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

位置見取図は、16ページとなります。

23号は、〇〇の〇〇氏外1名は、農業を営んでいるものの、自身が高齢になり子供への農業継承や介護のことを考え、長男夫婦との生活に二世帯住宅として、申請地に住宅及び農業用倉庫の建て替えを行うため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

本件は、建築に当たり住宅業者に相談したところ、自宅敷地の一部として利用している申請地が農振法及び農地法の許可なく転用されていることが判明しました。申請人の亡父親が昭和50年頃に建

築したもので、申請人からは、「農振法や農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、2件であります。21号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

地区委員 21号 問題ありません。
23号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、17ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 19ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書20ページから38ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、

101件、面積は、30万7,349.40㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、6件、

面積は、1万4,860㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 20ページの申請番号2126号は、新規就農者であり、面接を

行いましたので、地区委員さんから報告をお願いします。

戸田博明委員 今回の新規就農希望者につきまして1月20日に小松サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理人及び私、戸田です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、31才であります。〇〇氏は10年以上前から父親の手伝いで農作業しています。今回、父親の所有している〇〇の農地、4,462㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、稲作と季節野菜です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。以上で報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、39ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和4年12月16日から、令和5年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を23件、農地法施行規則第29条第1号届出を1件、農地バンクへの農地登録を1件、受理いたしました。

また、45ページから49ページに掲載のとおり、非農地通知を32件発出しました。

農地法第5条の規定による許可申請の取下願1件追加しております。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 他に、ご意見等ございませんか。
無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年2月6日 午後2時31分